

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人高知県助産師会と称する。

(目 的)

第 2 条 当法人は、多様な母子保健事業を行う事を通じ、(1) 高知県の母と子と家族の健康と幸福を願い、それを取りまく環境を向上させること、(2) 会員各自が母子の幸せにより多く貢献できる助産師たるべく、研鑽する機会と場と内容を提供すること、(3) 公益社団法人日本助産師会及び日本全国の助産師会との連携・協力のもと、高知県のみならず国内及び国際単位の母子保健事業に参画し、母子保健環境の向上に貢献することを目的とする非営利団体である。

当法人は、前項の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 母子の健康・安全・幸福に関わる事柄の向上・普及・啓発に関する事業
- (2) 女性の生涯に亘り、性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブヘルス／ライツ）を尊重・普及する活動に関する事業
- (3) 母子保健に関する調査・研究事業
- (4) 助産師の資質・見識・知識・技術の向上に関する事業
- (5) 助産職の職域・業務内容の充実・発展及び他職種との連携・協力等に関する事業
- (6) 助産師の育成及び卒後教育等の教育に関する事業
- (7) 助産所運営の発展・改善に関する事業
- (8) 母子保健に関する事柄の国内協力・交流及び国際協力・交流事業
- (9) その他母子の利益に資する事柄に関連する事業
- (10) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(主たる事務所の所在地)

第 3 条 当法人は、主たる事務所を高知市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機 関)

第 5 条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 社 員

（入 社）

第6条 当法人は、当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

社員となるには、当法人所定の様式による申込をし、代表理事（以下、「会長」という。）の承認を得なければならない。

（経費等の負担）

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（資格喪失）

第8条 社員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1）退社したとき。
- （2）成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- （3）死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- （4）2年分以上会費を滞納したとき。
- （5）除名されたとき。
- （6）総社員の同意があったとき。

（退 社）

第9条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

（除 名）

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第30条及び第49条第2項第1号に定めるところにより、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

（社員名簿）

第11条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

（社員総会）

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（招集）

第13条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに、各社員に対して発するものとする。

（招集手続の省略）

第14条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

（議決権）

第15条 各社員は、各1個の議決権を有する。

（決議の方法）

第16条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって行う。

（議長）

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

（社員総会の決議の省略）

第18条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第19条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(役員の設置)

第21条 当法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 4名以上

(2) 監事 1名以上2名以内

理事のうち、1名を代表理事とする。

代表理事を会長とし、会長以外の理事のうち1名以上2名以内を副会長、

1名を専務理事、1名以上を常務理事とする。

(役員の選任)

第22条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

理事は、社員の中から選任する。

理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他当該理事と財務省令で定める特殊の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務権限)

第23条 会長は、当法人を代表し、会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

専務理事は、当法人の業務を執行する。

常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産状況の調査をすることができる。

（理事及び監事の任期）

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

（解 任）

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議により解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、社員総会の特別決議をもって行わなければならない。

（報酬等）

第27条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

（取引の制限）

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

（1）自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

（2）自己又は第三者のためにする当法人との取引

（3）当法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者と当法人との間の取引で、当法人とその理事との利益が相反するもの

（責任の一部免除）

第29条 当法人は、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、理事会の決議をもって、法令に定める額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

（構成）

第30条 当法人の理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- （１）社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- （２）当法人の業務執行の決定
- （３）理事の職務の執行の監督
- （４）会長、副会長、専務理事及び常務理事の選任及び解任

（招集）

第32条 理事会は、会長がこれを招集する。

会長に事故若しくは支障があるときは、各理事がこれを招集する。

（議長）

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、予め定めた順序による。

（理事会の決議）

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（理事会の決議の省略）

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（理事会議事録）

第36条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

（理事会規則）

第37条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

（基金の拠出）

第38条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

基金の返還手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

（事業年度）

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

（事業計画及び収支予算）

第40条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び決算）

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出しなければならない。

（1）事業報告書

（2）事業報告書の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）損益計算書（正味財産増減計算書）

（5）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

前項第3号及び第4号の書類については定時社員総会の承認を受け、前項第1号の書類については、その内容を定時社員総会に報告しなければならない。

第1項の書類及び監査報告書を、定時社員総会の日から5年間主たる事務所に備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の不配当）

第42条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第43条 この定款は、社員総会の特別決議によって変更することができる。

（解 散）

第44条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第45条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

（最初の事業年度）

第46条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年3月31日までとする。

（設立時社員の氏名及び住所）

第47条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

高知市長浜3番地

竹 内 喜美恵

高知県長岡郡本山町本山531番地3

山 本 千 秋

高知県南国市岡豊町八幡96番地

高 橋 幸 子

高知市福井東町25番8号

福 井 榮 美

高知市朝倉甲 3 0 3 番地 9

藤 原 恵

高知市仁井田 1 0 2 9 番地

濱 口 理 恵

高知市布師田 3 6 0 4 番地 1

伊 勢 由 利

高知市知寄町三丁目 6 0 1 番地 1

谷 本 好 子

高知県香美市物部町大栃 1 1 9 8 番地 5

宗 石 きみ子

高知市葛島四丁目 3 番 1 4 - 7 0 7 号

森 本 幸 子

（ 設立時の役員 ）

第48条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 竹 内 喜美恵

設立時理事 山 本 千 秋

設立時理事 高 橋 幸 子

設立時理事 福 井 榮 美

設立時理事 藤 原 恵

設立時理事 濱 口 理 恵

設立時理事 伊 勢 由 利

設立時理事 谷 本 好 子

設立時理事 宗 石 きみ子

設立時監事 森 本 幸 子

（ 設立時の代表理事 ）

第49条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

高知市長浜 3 番地

設立時代表理事 竹 内 喜美恵

（ 定款に定めのない事項 ）

第50条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人高知県助産師会を設立のため、設立時社員 竹内 喜美恵外
9名の定款作成代理人である司法書士 伊藤 真 は、電磁的記録である本定款を
作成し、電子署名する。

平成22年9月7日

設立時社員	高知市長浜3番地 竹 内 喜美恵
設立時社員	高知県長岡郡本山町本山531番地3 山 本 千 秋
設立時社員	高知県南国市岡豊町八幡96番地 高 橋 幸 子
設立時社員	高知市福井東町25番8号 福 井 榮 美
設立時社員	高知市朝倉甲303番地9 藤 原 恵
設立時社員	高知市仁井田1029番地 濱 口 理 恵
設立時社員	高知市布師田3604番地1 伊 勢 由 利
設立時社員	高知市知寄町三丁目601番地1 谷 本 好 子
設立時社員	高知県香美市物部町大栃1198番地5 宗 石 きみ子
設立時社員	高知市葛島四丁目3番14-707号 森 本 幸 子

上記設立時社員10名の定款作成代理人
高知市小津町9番7号
司法書士 伊 藤 真